

諸 般 の 報 告

第1回中間市議会臨時会

令和3年1月29日

(議決事件の条項、字句、数字等の整理)

1. 令和2年第6回中間市議会定例会に上程され、12月22日の本会議において議長に委任された「第59号議案 令和2年度中間市一般会計補正予算(第7号)」の条項、字句、数字、その他の整理について、同日付で行った。

(報告書の受領)

2. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、令和2年12月28日、令和3年1月12日、19日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 一般会計及び特別会計等 | 令和2年10月分 |
| (2) 水道事業会計 | 令和2年10月分 |
| (3) 病院事業会計 | 令和2年9月分 |
| (4) 下水道事業会計 | 令和2年8月～10月分 |

3. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を、令和3年1月5日、19日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- | | |
|------------|----------------|
| (1) 中間北小学校 | 平成30年度 |
| 中間西小学校 | 令和元年度 |
| | 令和2年度(監査直近月まで) |
| (2) 会計課 | 平成30年度 |
| | 令和元年度 |
| | 令和2年度(監査直近月まで) |

(意見書の提出)

令和2年12月22日の本会議で可決された下記の意見書を、同日付で関係機関に対してそれぞれ送付した。

記

- (1) 住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書
- (2) 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

令和3年 第1回 1月(臨時) 中間市議会 会議録(第1日)

令和3年1月29日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和3年1月29日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(令和2年度中間市一般会計補正予算(第9号))
(日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 第1号議案 令和2年度中間市一般会計補正予算(第10号)
(日程第3 提案理由説明・質疑・委員会付託)
- 日程第 4 第2号議案 中間市市民会館設置条例の一部を改正する条例
(日程第4 提案理由説明・質疑・委員会付託)
- 日程第 5 第3号議案 財産の処分について
(日程第5 提案理由説明・質疑・委員会付託)

【 休 憩 】

- 日程第 6 第1号議案 令和2年度中間市一般会計補正予算(第10号)
(日程第6 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 第2号議案 中間市市民会館設置条例の一部を改正する条例
(日程第7 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 第3号議案 財産の処分について
(日程第8 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(15名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 植本 種實君 | 2番 小林 信一君 |
| 3番 堀田 克也君 | 4番 柴田 芳信君 |
| 5番 田口 澄雄君 | 7番 掛田るみ子君 |

| | | | | | |
|-----|----|-----|-----|----|-----|
| 8番 | 草場 | 満彦君 | 9番 | 中尾 | 淳子君 |
| 10番 | 山本 | 慎悟君 | 11番 | 安田 | 明美君 |
| 12番 | 梅澤 | 恭徳君 | 13番 | 柴田 | 広辞君 |
| 14番 | 中野 | 勝寛君 | 15番 | 井上 | 太一君 |
| 16番 | 下川 | 俊秀君 | | | |

欠席議員（0名）

欠 員（2名）

説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | | | |
|----------|-----|----|-----|--------|-----|-----|-----|
| 市長 | ……… | 福田 | 浩君 | 副市長 | ……… | 白尾 | 啓介君 |
| 教育長 | ……… | 片平 | 慎一君 | 総務部長 | ……… | 田中 | 英敏君 |
| 保健福祉部長 | ……… | 藤田 | 宜久君 | 建設産業部長 | ……… | 篠田 | 耕一君 |
| 環境上下水道部長 | ……… | | | | | 安徳 | 保君 |
| 教育部長 | ……… | 佐伯 | 道雄君 | 財政課長 | ……… | 蔵元 | 洋一君 |
| 公共施設管理室長 | ……… | | | | | 大貝 | 憲司君 |
| 契約課長 | ……… | 井上 | 篤君 | 健康増進課長 | ……… | 岩河内 | 弘子君 |
| 産業振興課長 | ……… | 山本 | 竜男君 | 生涯学習課長 | ……… | 米満 | 孝智君 |

事務局出席職員職氏名

| | | | | | |
|------|----|-----|----|-----|-----|
| 事務局長 | 西村 | 拓生君 | 書記 | 東 | 隆浩君 |
| 書記 | 志垣 | 憲一君 | 書記 | 千々和 | 完君 |

議案の委員会付託表

令和3年1月29日

第1回中間市議会臨時会

| 議案番号 | 件名 | 付託委員会 |
|-------|------------------------|-------|
| 第1号議案 | 令和2年度中間市一般会計補正予算（第10号） | 別表1 |
| 第2号議案 | 中間市市民会館設置条例の一部を改正する条例 | 総合政策 |
| 第3号議案 | 財産の処分について | |

別表 1

令和2年度中間市一般会計補正予算（第10号）

| 条 | 付託事項 | 付託委員会 |
|-----|--------------|-------|
| 第1条 | 第1表 歳入歳出予算補正 | 別表 2 |

別表 2

歳入

| 款別 | 款名 | 項別 | 付託委員会 |
|----|------|-----|-------|
| 16 | 財産収入 | 全 項 | 総合政策 |

歳出

| 款別 | 款名 | 項別 | 付託委員会 |
|----|-----|-----|-------|
| 2 | 総務費 | 全 項 | 総合政策 |
| 7 | 商工費 | 全 項 | 産業消防 |

午前10時00分開会

○議長（下川 俊秀君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しております。これより令和3年第1回中間市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に諸般の報告を行います。報告事項はお手元に配付しております。朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、今臨時会においても、新型コロナウイルス感染防止のため、議員の議席及び執行部席の間隔を空けておりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 会期の決定

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日1日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は1日間と決しました。

日程第2. 承認第1号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第2、承認第1号専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和2年度中間市一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

承認第1号令和2年度中間市一般会計補正予算（第9号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分といたしましたので、同条第3項の規定によりご報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの予防接種については、国は、昨年9月15日にワクチンの確保等について予備費を使用することを閣議決定し、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施に係る経費についても計上されております。

この事業は、ワクチンの供給が開始され次第、迅速に国民への接種が行えるよう、接種の実施主体である市町村の体制整備を図るものであり、その内容といたしましては、住民への個別通知や接種券の作成、接種の状況を管理するシステムの改修等でございます。

現在、当該感染症のワクチンにつきましては、承認申請の段階にあり、接種開始時期は明示されておりませんが、国は、2月下旬頃から医療従事者に、3月中旬頃から高齢者に接種を開始することを想定しており、それまでに接種券の発送準備等を終えるように求めています。

そのため、早急に事業に着手する必要があると、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、関連経費を計上した補正予算を本年1月8日付で専決処分いたしましたものでございます。

補正予算の内容といたしまして、まず、歳出につきましては、衛生費におきまして、接種券の発送等に係る経費やシステムの改修に係る委託料を合わせて510万円を追加するものでございます。

また、歳入につきましては、新たに創設されました新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金510万円を追加いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ517万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ247億4,419万4,000円としたものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第1号は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより、承認第1号専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和2年度中間市一般会計補正予算（第9号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

日程第3. 第1号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第3、第1号議案令和2年度中間市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第1号議案令和2年度中間市一般会計補正予算（第10号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、次の2件を内容とするものでございます。

一つ目といたしましては、後ほど第3号議案にてご説明いたします財産の処分に伴うものでございます。

二つ目といたしましては、新型コロナウイルスの感染拡大により、今月14日に福岡県を対象に発出された緊急事態宣言に対する対応として、地域経済全体の活性化を目的として、市内の事業者を対象に中間市中小企業等応援金を支給するものでございます。

これらにつきましては、財産の処分に伴う補正にあつては大変厳しい財政状況にある本市にとって、収入確保は喫緊の課題であり、当該市有地の売却を今年度中に完了させる必要があること、また、中間市中小企業等応援金に係る補正にあつては、緊急事態宣言の影響が非常に深刻であり、早急に対策を実施する必要があることから、緊急に提案させていただくものでございます。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明申し上げます。

まず、歳出につきましては、総務費におきまして、今回の市有地売却に際し、不動産業者等と締結している市有地処分の媒介に関する協定に基づき業者に媒介を依頼したため、売却が完了した場合に業者に支払う媒介手数料として530万円を計上いたしております。また、財源調整のため、財政調整基金に4億7,450万円の積立てを行うことといたしております。

商工費におきましては、中間市中小企業等応援金事業に関する経費として2,530万円を計上いたしております。この事業は、国、県または市のいずれかの持続化給付金の対象となった市内の事業者を対象に、福岡県感染拡大防止協力金の給付対象者を除き、一律5万円を支給するものでございます。

次に、歳入につきましては、財産収入におきまして、市有地売却収入として5億520万円を計上いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ5億526万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ252億4,946万1,000円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。ただいま議題となっております第1号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第4. 第2号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第4、第2号議案中間市市民会館設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第2号議案中間市市民会館設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本市の公共施設につきましては、昨年の6月市議会定例会において、中間市働く婦人の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例、9月市議会定例会において、中間市中央公民館条例を廃止する条例について、それぞれ議決いただき、両施設は、本年3月31日をもって廃止されることとなりました。

今回の条例改正は、これらの施設の廃止による市民の皆様のご不便やご負担を少しでも解消するため、代替施設の一つである中間市市民会館につきまして、一部施設の使用時間の区分を見直し、市民サービスの維持及び利便性の向上並びに効率的運営を図るものでございます。

条例改正の内容としましては、同会館におきまして、「半日以上又は午前、午後若しくは夜間」を単位としていた会議室の使用時間の区分を改め、「半日以上又は1時間」を単位とするものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和3年4月1日とし、施行期日前においても同日以降の使用時間の区分での使用または利用に係る申請等の手続を行うことができることといたしております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第2号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の総合政策委員会に付託いたします。

日程第5. 第3号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第5、第3号議案財産の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第3号議案財産の処分について、提案理由を申し上げます。

今回処分いたします財産は、中間市岩瀬一丁目に所在する31筆、合計面積1万3,296.50平方メートルの土地でございます。

この財産について、先月23日に売却価格を5億526万7,000円として随意契約による買受人を先着順で公募しましたところ、福岡県直方市の有限会社エイチエス・コーポレーションから応募があったことから、同社と今日18日付で土地売買仮契約を締結いたしました。

つきましては、この土地の処分に当たりまして、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。ただいま議題となっております第3号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の総合政策委員会に付託いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩中に各常任委員会に付託されました議案の審査をお願いします。再開は追って連絡いたします。

午前10時12分休憩

.....
午前11時00分再開

○議長（下川 俊秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6. 第1号議案

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第6、第1号議案令和2年度中間市一般会計補正予算（第10号）を議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長（中野 勝寛君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第1号議案令和2年度中間市一般会計補正予算（第10号）のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ5億526万7,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ252億4,946万1,000円とするものです。

まず、歳出につきましては、総務費において、市有地売却に当たり、不動産業者への媒介手数料として530万円、当補正予算の財源調整として財政調整基金積立金に4億7,450万円が計上されています。

次に、歳入につきましては、財産収入において、市有地売却収入として5億520万円が計上されています。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第1号議案令和2年度中間市一般会計補正予算（第10号）のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

歳出につきましては、商工費において、新型コロナウイルス対策である緊急商工業振興対策に要する経費が2,530万円計上されております。これは、新型コロナウイルス感染拡大により、今月14日に福岡県を対象に緊急事態宣言が発出され、地域経済に影響が出ていることから、地域経済全体を活性化することを目的として、国、県または市のいずれかの持続化給付金の対象となった市内の事業者のうち、福岡県感染拡大防止協力金の給付対象でない事業者に、中間市中小企業等応援金として一律5万円を支給するものとなっております。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより審議に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより、第1号議案令和2年度中間市一般会計補正予算（第10号）を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

全員起立であります。よって、第1号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7. 第2号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第7、第2号議案中間市市民会館設置条例の一部を改正する条例を議題とし、総合政策委員長の報告を求めます。中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長（中野 勝寛君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第2号議案中間市市民会館設置条例の一部を改正する条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

本条例の改正は、本年3月31日をもって、中間市働く婦人の家及び中間市中央公民館が廃止されることから、両施設の代替施設の一つである中間市市民会館における会議室の使用時間の区分の単位を「半日以上又は午前、午後若しくは夜間」から「半日以上又は1時間」に改め、市民サービスの維持及び利便性の向上を図るものです。

なお、条例の施行日につきましては、令和3年4月1日とし、施行期日前においても同日以降の使用時間の区分での使用または利用に係る申請等の手続を行うことができるようになっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより、第2号議案中間市市民会館設置条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

全員起立であります。よって、第2号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8. 第3号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第8、第3号議案財産の処分についてを議題とし、総合政策委員長の報告を求めます。中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長（中野 勝寛君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第3号議案財産の処分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回処分される財産は、中間市岩瀬一丁目に所在する合計面積1万3,296.5平方メートルの土地であり、先月23日に売却価格を5億526万7,000円として買受人が公募され、応募があった福岡県直方市の有限会社エイチエス・コーポレーションと1月18日付で土地売買仮契約が締結されております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより、第3号議案財産の処分についてを起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

全員起立であります。よって、第3号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9. 会議録署名議員の指名

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第9、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、植本種實君及び中野勝寛君を指名いたします。

○議長（下川 俊秀君）

以上をもちまして、今期臨時会に付議された案件は全て議了いたしました。よって、令和3年第1回中間市議会臨時会は、これにて閉会いたします。

午前11時08分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 下 川 俊 秀

議 員 植 本 種 實

議 員 中 野 勝 寛

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員